

HSC コード改正に関する事項

改正規則

高速船規則
(日本籍船舶用)

改正理由

2000年に開催されたIMO第73回海上安全委員会(MSC73)において採択された高速船の安全に関する国際規則(2000年HSCコード)について、統一解釈の取入れ等の定期的な見直しが行われた結果、2000年HSCコードの一部改正が2006年12月に開催されたIMO第82回海上安全委員会(MSC82)において決議MSC.222(82)として採択された。同決議は、2008年7月1日以降に建造される船舶に適用されることとなっている。

今般、決議MSC.222(82)に基づき、関連規定を改めた。

なお、本会の高速船規則は、主に内航船を適用対象とした規則であり、必ずしもすべての2000年HSCコードを取り入れていないことから、現行の高速船規則に取り入れられている同コードに対する改正についてのみ同決議に沿って改めた。国際航海に従事する高速船に対しては規則中で同コードを直接参照していることから、同決議に対応したものとなっている。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 投揚錨、曳航及び係船のための設備及びそれらに関連する局所構造についての規定を加えた。
- (2) 鋼又はアルミニウムによる構造の場合、防熱材によって保護しなければならない範囲に関する規定を加えた。
- (3) 消防員装具に対する要件を改めた。
- (4) 脱出口及び脱出設備に関する規定を改めた。